

平成28年度 第2回石巻市被災者自立再建促進対策本部会議要旨

日時：平成28年7月4日（月）

会場：庁議室

[審議事項]

1 被災者自立再建促進プログラム説明会等について（福祉部）

被災者自立再建促進プログラムは、被災された方々が一日も早く希望の持てる生活を送れるよう、現状と課題を整理し、自立再建に向けた具体的な支援を実施するものです。

そのため、プログラムを市民に周知するとともに、「自立計画届出書」の提出をお願いするもの。

(1) 主な内容

市民への説明は、「被災者自立再建促進プログラム」と「移転・集約」詳細説明の2段階に分けて行う。

ア. 被災者自立再建促進プログラム説明会

日程	時間	会場
7月17日（日）	10時～	蛇田公民館
同	14時～	渡波公民館
7月18日（月）	10時～	消防本部
同	14時～	包括ケアセンター
7月25日（月）	19時～	桃生総合支所
26日（火）	18時30分～	河北総合センター（ビックバン）
27日（水）	18時30分	河南の損環境改善センター
28日（木）	19時～	にっこりサンパーク
29日（金）	18時～	牡鹿清優館

イ. 「移転・集約」詳細説明

移転・集約を進める団地については、退去完了6か月前までに移転・集約説明会か戸別訪問を実施します。

[主な質疑応答]

Q 訪問など各部協力体制の取りまとめについて

A 協力を要請する際は、本部で協議する。

市長 関係課連携して臨む必要がある。早い段階で生活再建支援課と復興住宅課で協力するように。

[報告事項]

1 自立計画届出書について（福祉部）

被災者の自立支援の促進に向けた取り組みや、応急仮設住宅の供与期限を決定するための基礎資料として大変重要な届出書となります。

提出期限 平成28年7月20日（水）

2 仮設住宅入居者の生活再建状況（5月1日時点集計）

資料3のとおり

3 不正入居者への対応について

法的措置による明け渡し請求までの事務は、県と市の役割分担により以下のフローで対応する。

- ① 不正入居案件等の確認（市）
- ② 返還命令・督促の通知等（市）
- ③ 法的措置による明渡請求（市）
- ④ 案件の状況確認（県）
- ⑤ 議案提出（県）
- ⑥ 議決（県）
- ⑦ 明渡請求訴訟の提訴（県）
- ⑧ 判決（県）
- ⑨ 明渡強制執行申し立て（県）
- ⑩ 残地物の処分（県）

[主な質疑]

Q 不正入居者として対象数はどれくらいか。

A 正式な手続きを踏んでいない方等を含め、約300世帯と見込んでいる。

Q みなし仮設の訪問等はどのように考えているか。

A 市内のみなしについては、プレハブ同様に自立生活支援員や職員の訪問を予定している。

市外県外については、被災者転居支援センターや避難先の市町村と連携しながら、実施する予定である。